

広島県告示第七百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年七月五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年六月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

世羅甲田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
世羅郡世羅町大字小国字祇園三三二八番一地从 から 世羅郡世羅町大字小国字中島四六六六番六地先 まで	旧	五・七〇〇～八・ 五〇	一、二五五・〇 〇	
世羅郡世羅町大字小国字祇園三三二八番一地从 から 世羅郡世羅町大字小国字中島四六六六番六地先 まで	新	五・七〇〇～八・ 五〇	一、二五五・〇 〇	ダブルウェイ
世羅郡世羅町大字小国字竹之迫二〇四二番四地 先まで		一四・二〇〇～七 三・〇〇	五五〇・〇〇	